



八幡橋(元弾正橋)

江東区・深川八幡宮の東、遊歩道の上に架かるこの橋は、1878(明治11)年、日本で最初の国産鉄を用いてつくられた橋といわれ、都内最古の橋。かつては首都高・京橋JCT付近を流れていた楓(もみじ)川に架かっていましたが、道路拡幅のため廃橋となりました。歴史的価値の高さからここに移され、今でも人道橋・通学路として使用されています。

(ブログ「おやじのつぶやき」より)

## 都高退教定期総会

5月24日(土)

13:30~

日本教育会館7階

703

年に一度の総会です。会員の方々の積極的なご参加をお願いします。

終了後、「懇親会」を行います。

## メーデー

5月1日(木)

10:00~

日比谷野外音楽堂内

緑の退職者会の旗の

下(「都高教」の旗近く)

今年も元気でお会いしましょう!

終了後、「懇親会」あり。

## 原発学習会

4月26日(土)

13:30~

日本教育会館7階

707

「東京新聞」記者と福島原発事故を語る会

「脱原発社会をめざして」

講師:東京新聞 原発取材班  
キャップ 山川剛史さん

「都高教退職者会」HP開設! 検索は、「都高教退職者会」で、できます。

<http://tokokyotaisyoku.dokkoisho.com/>

# も く じ

「80歳を超えられてもお元気な会員へのインタビュー」第2弾！	
	幡野憲正さん…………… 2
憲法と私	拝田 明…………… 4
浪江町帰還困難区域に行く一家の中も高汚染 20年は帰れない	
	安藤哲雄（前都高教退職者会事務局長）…………… 5
福島原発事故から3年	後藤康彦…………… 7
杉浦再任用更新拒否裁判 全面勝訴！（お礼）	杉浦孝雄……………11
～10・23通達から11年目～	
粘り強く闘われる「日の丸・君が代」強制反対の闘い	
被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団事務局長	近藤 徹……………12
安倍教育政策NO！の声と運動、大きく上げよう	
	宮村 博……………14
憲法学習会（2013.10.12全水道会館）	
「憲法のいきづく国に 私たちに求められるものは」	
	伊藤 真（弁護士・伊藤塾塾長）……………15
沖縄と連帯する日退教第4次交流団 参加報告	
	小野啓一……………17
都退協宿泊研修会に参加して	
	小野啓一……………17
《講演レジュメ》	
①辺野古新吉建設反対闘争と名護市長選挙	安次富 浩
②介護保険、医療はどうなる	中西 満
～義務制から5人、高校からは9人が参加し、	
和気藹々の都退職者会囲碁大会に～	愛甲哲郎……………25
<b>書籍紹介</b>	
『未完のたたかい―長野の農村民主化運動 島田武雄の足跡』	農文協出版……………26
<b>読 書</b>	
『さよなら、ゴジラたち戦後から遠く離れて』	（加藤典洋）岩波書店……………27

## 「80歳を超えられてもお元気な会員へのインタビュー」 第2弾！ 幡野憲正さん

「80歳を超えられてもお元気な会員へのインタビュー」第2弾をお届けします。

今回、お話を伺うのは、かつて都高教書記長・副委員長などを歴任された、幡野憲正さんです。聞き手は幹事の川口・寺井。

昨年定期総会終了後の懇親会の席上「NPO 法人を立ち上げて、高齢の方々にパソコンを教えています。」との話を伺ったのがきっかけでした。

80歳は超えられているはずだと思いつつ、まず年齢を。「今、87歳で、大正15年生まれです。」に吃驚。昭和一桁生まれではありませんでした。5歳以上はお若く見え、非常にお元気な様子です。



まずは、入都までの経歴を辿ります。

生まれは、現在の新宿区で、淀橋浄水場近くの十二社。1944年（昭和19年）陸士（陸軍予科士官学校 航空）に入学するも、1945年閉校に伴い退学。敗戦後は山梨の下部温泉の近くに移住し、当時の山梨工業専門学校（現山梨大学工学部）卒業。その後一浪して、1950年に旧制最後の名古屋大学工学部電気科入学・卒業。戦後の混乱期、経済的に厳しくアルバイトで生活費を稼ぎ出さねばならず、満足な形で学校へは行かれなくなります。それゆえ独力で学ばねばならず、この体験が後年、教える面で大いに役立つこととなります。

1954年、向島工業高校定時制勤務。8年間専従執行委員として現場を離れることはありませんでしたが、1987年に定年退職するまで、一貫して向島工定時制勤務。その後も嘱託として同校に5年間の勤務を経て都を去ります。

現役教員としての話や、組合役員としての活躍の話は後回しにして、今回の最大の狙いをまず伺おうとしましたが、話よりも先に、詳細なメモを渡されました。76歳の時の都高退教主催の講演でのプリント「退職後をどのように過ごしたらよいか」や、このインタビューの為に用意された「定年後の事」のプリントです。これらのプリントを中心に語って頂くインタビューとなりました。

残念ながら、字数制限があり、「退職後・・・」についてなど、大変興味深い話題も割愛せざるを得ません。（幡野さんご免なさい）

嘱託時代は、本務以外に、熟練していたパソコンのスキルを活かして、友人の会社の製品（貯水槽）の構造計算をプログラム化する仕事を手伝います。

2001年に「IT 講習」が実施されたときに、知人のパソコン教室経営者から懇願され、講師を引き受けます。その後、その受講者の中から、パソコン技能を十分に習得した人を募り、「PCクラブ」という名で講習を継続。さらに、2002年にこの人たちを母体にした「NPO 法人 IT 支援センター」を組織。

ところが、講習の拠点たるパソコン教室が倒産してしまい、理事長の役を引き受けると、会の人たちから、各自1万円を出資するから講習を続けたいとの要望があり、足立区の「生涯学習センター」の「コンピューター研修室」を借りて講習を続け、1年で赤字解消。出資金を返還したとのこと。

この時の預り金返還のメモまで残されていることに感心すると同時に、特に印象に残ったことは、

彼が講師を引き受けて以降退会者が殆どいなくなったということです。それも、大学時代にアルバイトで学校へ通えない日々に、学校へ行かないでも学ぶ方法を身に付け、これを講師として実践したからとの話を興味津々と聞きました。

2005年9月には、韓国からパソコン団体「銀色の巣」24名の訪日を受けての交流も成功裏に終了。(詳しくはホームページ <http://www.npo-it.com/> をご覧ください)

現在はパソコンを借りての講習ではなく、受講者各自がノートパソコンを持参しての講習に切り替えています。費用が安く済み、予習・復習がはかどるだけでなく、その場でパソコンのトラブルを直したり、フリーソフトをインストール出来るので、生徒さんに大変喜ばれているそうです。

今は、プロジェクターを購入し、各自のパソコンに接続しての講習を実施しています。この方法は数あるパソコン教室でも実にユニークな、斬新な方法と思いながら話を聞きました。定時制で教えていた時の方式を採用し、テキストも市販のものではなく手作り教材を使用。精選した薄い教材は持ち運びも簡単で、復習にも最適とのこと。

ここまでの話を伺って思うことは、そのエネルギッシュな行動力と強い精神力です。NPO 法人設立時が75歳。普通(?)の人ならば、隠居気分か老い支度を考える年齢。幡野さんはその年齢から新たなものに挑んだのです。

その後も話は続きますが、組合・教研活動についてと現役時代の話は特に印象に残った要点をまとめさせて頂くことにします。

1960年に組織された「技術教育研究会」の常任委員を発足以来勤め、その関係で、日教組の全国大会の分科会の司会者・共同研究者(=講師)などに携わります。

神奈川県教組から「技術、職業教育」分科会の共同研究者を頼まれ、横浜市教組からは今年も夏に講師を依頼されています。



都高教の専従執行委員は、書記次長2期・書記長1期・副委員長4期、日教組では中央執行委員1期を歴任。特に1977年～78年の「定時制統廃合阻止」大闘争での徹夜の対都教委団体交渉が深く記憶に残っているとのこと。

向島工定時制では担任を14年。幡野さんが担任したクラスの成績が非常に高く、これは入学時の入念な班作りと、60点に満たないものへの追試方式から可能となったのです。組合活動の中でも、教研活動を重視してきた幡野さんならではの事と思いました。

都高退教での仕事は、1977年にニュース第1号を発行。1987年には幹事となり、嘱託員の労働条件を守る問題に取り組みます。2000年以降は財政が苦しくなり、その解決方法としてニュース発行から撤退しようとの議論が出されますが、それには反対。しかし少数意見。役員を辞めることと引き換えに総会案内だけは出すことで妥協。(幹事注：現在はカンパを頼りに年2回発行)。総会には毎回欠かさず出席されています。

いやはや、大変な行動力です。その幡野さんが我々後輩へ向けてのアドバイスをも語ってくれました。組織の大切さと、長い年月を掛けて培った専門を、次の世代に伝える“恩返し”です。都高退教が中心となり、NPO 法人を立ち上げ、落ちこぼれの子供たちを対象とする、学習組織を作ったらどうかとの提案もありました。

都高退教に関係する著作・編集書には『伝えたい戦争の体験』『私にとっての戦後』などがあり

ます。

インタビューは途中から“ランチョン”に移動。そこで元気の源をお尋ねしました。「働き続けることです。」との即答が返ってきました。働くこと→お元気→働くこと の好循環を築きあげられてこられたのです。

思えば敗戦後の混乱期から高度経済成長を経て今日まで、70年近く延々と働き続けてこられた幡野さんならではの言葉です。隠居気分漂う筆者には身の引き締まるインタビューでした。

(文責 川口)

## 憲法と私

拝田 明

我々の平和憲法が私にとってどのように素晴らしかったか、今は当たり前でなかなか実感できない。1945年8月15日以前と以後では何が変わったのかをみるとこの憲法の存在の意味が分かる。

1945年4月、私は中学1年生。川崎市木月の法政二中に入学した直後に爆撃で校舎は焼けた。中学の先生方が神田古書店で探してきた英語の教科書を生徒の皆に渡した後だ。校長は元陸軍中将井上達三さん、井上茂美海軍大将の兄だった。彼は言った。「この戦争は必ず負ける。英語を勉強するのだ。」あの時代、日本には神風が吹くのみだから負けはしないと皆が信じていた。この校長の言うことは大変なこと、言論の自由などありやしない時代。とんでもないことを言う人だ。特高(特別高等警察)に目をつけられたはず。元陸軍中将だから手を出さなかったかもしれない。また、ある英語の先生は英語の本を電車で読んでいたら、敵性語(英語のこと)を読むとは何事だとののしられた。答えて曰く「これはドイツ語です。」男はすみませんと逃げて行った。ヒトラー万歳の三国同盟の時代だった。

サイパンが落ちてから、B29が飛んで爆弾、焼夷弾が降って町は焼け、おかげで敵性語のBを毎日覚えた。

1945年8月15日敗戦以後世の中は変わった。USAの戦闘機は屋根すれすれに飛び、操縦士の顔が良く見えた。9月2日のミズリー艦上での降伏の調印。この日の東京湾は連合軍の軍艦でギッシリと詰まっていた。私はたま

たま父の会社、日立造船にいてこのビックリする光景を見た。そして横浜はGIであふれた。NHKは“真相はこうだ”の放送を始め、東京軍事裁判の中継もやった。裁判長Webbの“東條英機、Death by Hanging”の判決も聞いた。この放送は占領軍の命令だったか。

女性は解放されたのだ。川崎市の繁華街を三人の女性が右に左に歩いて、女が酒を飲んでどこが悪いんだと叫んでいた。あの9月から12月までの解放感は忘れられない。

その後の学制改革で新制中学、高校と変わっていった。米軍は私の学校の焼け跡を一日でモータープールにした。生徒の我々は初めてブルドーザーなるものを見た。機械化のすごさをこんなところで教わった。平和憲法で日本はあっさりとUSAの生活水準に追いついた。軍備に人、金を使わなかったからだ。徴兵検査などなく頭脳、体力の無駄づかいなどしなかった。今はGNP1%の制限はない。

大学は新制大学になり多く新設されて、“駅弁大学”と大宅荘一に皮肉られたが、そのおかげで国民の教育のレベルは上がったのだ。で、私も高校の教員になれた。教育基本法は改悪され、愛国心が強調されているが、愛国とはどんなことかと思う。皇居はかつて宮城と呼ばれ、前を走る都電の乗客は最敬礼をしなければならなかった。またそんな日を繰り返したいのだろうか？

学校には御真影(天皇の写真)が配られていた。そんなことをまたしたいのか？

WWIIのヨーロッパ戦線で活躍した第442

連隊戦闘部隊は日系 2 世で編成され、日系 2 世兵士は勇敢で、多くの米司令官は難しい戦場で使った。米軍の死傷率は 49 % であった。この部隊の死傷率は約 2 倍であった。この部隊を表彰する儀式をやった時、集まった兵士の数が少ないので、マーク・クラーク司令官は「皆どこにいるのか？」と質問した。兵士の答えは「多くは墓の中か、病院です。」と答えたと記録にある。白人の差別の下で米陸軍史上最強の軍団であった。なぜか？日系二世は自分たちを差別した国に命を捧げたのはなぜ？簡単に愛国心とわめく人たちは何を考えているのか、今の若い人にこの日本に命を差し出せと言えるのか。映画“空手 K I D”にちらりとその問題が出ている。

平和憲法は女性の権利を広げた。でも、外国で働いている女性の伸び伸びしていること。私はタシュケント（ウズベキスタン）とハノイ（ベトナム）であしかけ 4 年間働いたが、そこで出会った日本の女性たちの元気なこと、はりきって働いていた。残念なことに日本国内ではあのように元気ではないようにみえる。平和憲法はまだまだ実現への途中だ。

“いま中国と戦えば”とか、“韓国軍は強いのか”などの本が店頭にたくさん積んである。私の小学生のとき、“日米もし戦えばなどの本

が並んでいた。結論は日本が勝つことになっていた。これらの本のあぶなさは我々をどこに連れ込もうというのか、売れるからだけで並べているのか、書いた人の考えを聞きたい。

「リプレーザ」No. 3 (2011 年 7 月 4 日発行) の『原発を並べて自衛戦争はできない—原発と憲法の関係—』(山田太郎著) は、平和でなければ原発の安全は保てないと論じている。国防軍を持つとの発想は現実を見ない人だけのものだ。日本の外交と安全保障について平和憲法こそ大事にしなければと思う。

戦後の日本語はわかりやすくなった。平和憲法は漢字制限のおかげで分かりやすい。漢字制限は占領軍が命令したという人が多いが、使う漢字の数を減らそうとする試みは、新井白石、本居宣長から始まっている。漢字制限は日本人にとっても、また日本語を学ぶ世界の人にも便利だ。日本語が世界に広がれば、それだけ日本人が働き、そして行ける場所が広がる。

東南アジアに行くと日本が豊かな国になったと実感する。平和憲法、いや占領憲法と言う人もいる。いずれにせよこの憲法の存在が今の我々を支え、これまでの日本のあり方を決めたのだ。我々の選択は間違っていた？



## 浪江町帰還困難区域に行く

### 家の中も高汚染

### 20年は帰れない

安藤哲雄(前都高教退職者会事務局長)

2013 年 9 月下旬、二本松市のバスツアー「被災地・浪江バス視察」に参加した。参加者 52 人中福島県外から 2 人。案内は自宅が帰還困難区域にある浪江町会議員である。《》内は議員の説明。

《帰還困難区域は放射線の年間積算線量が 50mSv(ミリシーベルト)を超え、5 年間を経過後も年間積算線量が 20mSv を下回らないおそれのある地域で、5 年以上の長期にわたって居住が制限される。浪江町では 1195 世帯 3351 人。《避難指示解除準備区域は放射線の年間積算線量が

20msv 以下となることが確認された地域。当面、引き続き避難指示が継続されるが、住民が帰還できるよう環境整備を目指す地域。3029 世帯 7937 人。**居住制限区域**は放射線の年間積算線量が 20msv を超えるおそれがあり、引き続き避難の継続を求める地域。除染を計画的に実施して、地域社会の再建を目指すことになっている。3061 世帯 8273 人。いずれも宿泊できない。帰還困難区域 17.1 %、避難指示解除準備区域 40.6 %、居住制限区域 42.3 %。浪江町は 20 年たっても帰れない・戻れない帰還困難区域約 2 割と除染によっては戻れる地域と、分断されました。賠償も格差が付けられません。》

浪江町入り口の検問所、ここからは帰還困難区域。バスの中でも線量計は  $2 \cdot 5 \mu \text{sv}$  (マイクロヘルム) /時 = 21msv /年。浪江町つしま活性化センターで防護服を着る。全身白の雨具より薄い防護服で被い、手袋足袋を付け、外気に触れるのは目の周りだけになる。ここは原発から 25km の地点。屋外  $3 \mu \text{sv} = 26.3\text{msv}$  /年。屋内着替え場所  $1.6 \mu \text{sv}$ 。再びバスに乗り町会議員の家に向かう。

《ここは 3 億円かけて造った津島地区公民館です。加工場や直売所がありました。約 20 億かけて**圃場整備**をしました。ようやく生活基盤ができつつあって、これから地域振興で頑張ろうとしていました。ここは津島一と言われていた美田でした。田んぼの真ん中に青くそびえているのは柳の木です。2 年半たってこうした荒れた状況になりました。

政府は 5km、10km と避難区域を広げていたのですが、浪江町役場は津波の捜査をあきらめて、2011 年 3 月 12 日朝 10 時、原発から 20km 離れた津島支所に移ることを決めました。約 30km の距離で普段 30 分で着くのですが、3 時間かかっても着きませんでした。多いときで 1 万名が避難してきていました。地域防災計画は役に立たなかった。しかし、いま再稼働の条件に地域防災計画がなくとも良いとなると、一体国は何を考えているのかと思う。原発再稼働ありきだけになっています。》

帰還困難区域内の浪江町津島赤宇木の議員宅に着く。イノシシと猿が闊歩している所。みんなで計測する。線量が高すぎて、何台かの測定器は計測不能。**庭 (140msv /年)、庭の藪**

**(219msv /年)、側溝 (376.7msv /年)、家の中の柱 (39.4msv /年)**。家の中の柱は私だけがお願いで測らせてもらった。畳や壁は交換可能、柱の取り替えは家の建て替えだ。議員宅は洗浄済みだが柱も汚染度が高い。《半減期の短いものは既に消えていて、いまは半減期の長いものだけが残っているので、20 ~ 30 年は下りません》。木目の細かい良い柱だった。築後長い年月の経った家ではないのに、帰れない。その胸中を改めて思う。

《右手が例の汚染マンションの発生源である採石場です。ここから二本松へ汚染した採石が送られました。さすがたくましい商魂だと思いました。搬出基準はどうだったのか。業者は県へ、県は建設省に問い合わせたけれどナシのついでだったので、黙認ということで運び出されました。》『**【二本松の新築マンション】室内安全なはずが 3 カ月で積算 1 msv 超 子どもの線量調査で判明 市長、転居促す**』(以下略) (福島民報 2012/1/16)

《南相馬、双葉町と浪江町の農業用貯水池である大柿ダムです。帰還困難区域内です。泥の測定でセシウムが 27000 ベクレルあったと報告されています。雨が降るたびに汚染された津島から流れて来るので汚染状況はもっとひどいと思う。いまは貯水されていません。避難指示解除準備区域、居住制限区域に戻ることになったとき、農業用水はここから流れることになり。農水省はダムの出口に放射能汚染を除去する装置を付けるといっていますが、科学的に実証されていません。全く未知の世界です。》

帰還困難区域をでた地点で防護服を脱ぐ。常磐線の跨線橋から浪江町の市街地を一望する。草がはえて線路は見えない。常磐線から海側は避難指示解除準備区域である。浪江の駅前広場でバスを降りる。避難指示解除準備区域である。 $2.6 \mu \text{sv}$  /時 = 22.8msv /年。浪江銀座を歩く。人っ子ひとりいない。一見地震の影響を感じさせない店もあるが、ペシャンコにつぶれた家、布団の白い綿が見える半壊の家、地震の時刻で止まったままの店頭時計、店を荒らされ高額な品物を盗られた貴金属店、2011 年 3 月 12 日の新聞が山積みされたままの新聞店、壊れた蔵、当時のままにバスの並ぶ結婚式場。商店街を抜けるとセイタカアワダチソウが茂り田んぼとは見えなくなった地域。津波で流された漁船や車、震災で亡くなった方々を一時安置した跡に建つ慰霊碑。2km 走って逃げて全生徒が無事だった海辺の請戸小学校。その 2 階の屋根近くまで津波が来た。野生化した牛。《地震によ

る人的被害は死者 182 名、家屋全壊 651(流失 586、地震 65)です。屋根に白い砂袋を載せている家が沢山あります。地震で傾いたり瓦が落ちて、ブルーシートを被せたのが劣化したので砂袋にかえたのですが、雨漏りを止めることができず、家の中にキノコが生えたりして、腐ってます。また野生化した牛やイノシシやネズミに荒らされてます。原発事故のため帰れず、放置せざるを得なかったために起きたことです。2013 年 7 月、原子力損害賠償紛争審査会が浪江を含めて被災地の現地調査をしました。賠償基準の見直しを立案してもらっているがまだ結論がでていません。立ち入り自由です。電気は来てます、水道はつかえません。生活ゴミは週 1 回指定の場所に出すことになってます》。

最後に一緒に行った浪江町の漁業関係者の声を載せます。

『私は泉田川漁業協同組合員です。鮭を孵化

して、放流して、3 年後 4 年後戻ってくるものをまた捕獲して、サイクル漁業を営んでました。これはもうできません。汚染水が漏れて、原発事故は収束なんてものではありません。メルトダウンした燃料を經由した高濃度の汚染水が海に流されているわけです。大事にしてきた漁場、大事にしてきた養殖漁業。東北一の規模を誇る泉田川鮭ヤナ場、川幅いっぱい網を流し手繰り寄せる地引網漁、川岸には鮭を放したいけす子どもたちが手づかみで鮭を追いかけていました。観光食堂もありました。私は山に入ってキノコもとってました。山の幸、川の幸、海の幸を楽しんでいました。二本松市に避難して、なにからなにまで買わなければなりません。そして美味しくありません。大切なものを失いました。私どもは負けてはいられません。これからもっと声を大きくして闘っていきます』。

## 福島原発事故から 3 年

後藤康彦

### 1. 福島原発事故の現状

福島原発事故から 3 年が経とうとしている。1 号機から 3 号機まで水素爆発をした事になっているが、本当に水素爆発だったかどうかは証明されていない。まして原子炉や格納容器のどの部分が破損しているのか、核燃料が融解し制御棒などと混合融合したデブリがどこにあるか、その形状や分布も全く分かっていない。にもかかわらず 6 月 27 日東京電力福島第一原発廃炉対策推進室(議長茂木経済産業大臣)は 1 号機から 4 号機の廃炉に向けた中長期ロードマップを改訂した。核燃料取出し作業の開始は 1 号機が、2017 年度上期、2 号機が 2017 年下期、3 号機が 2015 年 6 月、廃炉措置終了は 2014-2051 年頃とのことである。チェルノブイリ原発 4 号機の解体終了は 22 世紀以降になるとのこと、ロードマップ通りになるのは難しく、無理をすれば作業員の被ばくを増やすことになる。福島原発も使用済み核燃料を取り出した後は、廃炉に向けた工事は最小限に限定し、熔融核燃料のデブリの取出し

を延期し、少なくとも 50 年以上長期にわたり経過観察を行うことが必要だと思われる。

政府は 2014 年 2 月 1 日ようやく福島第一原発 5、6 号機の廃止を決定した。遅れたのは東電の救済の為である。

懸案になっている汚染水処理も全く解決のめどが立っていない。海への汚染水漏えいと貯蔵タンクからの汚染水漏えいを止めることは緊急の課題である。地下遮水壁の構築を急ぐべきである。現在、税金を投入するため凍土壁を採用した上で実用化の試験を行っているが、その技術選定は最適とは言えない。

また、多核種除去装置で除去できないトリチウム水を長期に貯蔵するため堅固な大容量タンクの製造・設置を早急にすすめる必要がある。

東京電力は否定しているが、津波だけでなく、地震で原子炉が致命的な破壊を起こした可能性もある。事故後 3 年、福島第一原発事故の本当の姿はわかっていないのである。

## 2. 規制委員会は原発の安全性を厳格に追求せよ！

原子力規制委員会の委員5人のうち3人は、原子力事業に深く関わってきた原子力カムラから選ばれた田中俊一・元日本原子力研究所東海研究所所長、更田豊志・日本原子力研究開発機構副部門長、中村佳代子・日本アイソトープ協会主査である。そのほかの2人、島崎邦彦・元東京大学地震研究所教授と大島賢三・元国連大使は利害関係のない人である。島崎氏は、従来の地震評価・活断層評価に強い疑問を表明していた研究者であり、島崎氏が長を務めた活断層評価検討チームのメンバーも

地震学会や活断層学会などの推薦で公正に選ばれている。

しかし、更田氏が率いる新安全基準検討チームは、ほとんどが原子力カムラで固められ、しかも、事業者から研究費を貰っていた山口彰・阪大教授や阿部豊・筑波大教授なども名前を連ね、事業者寄りの発言を繰り返すなど、原子力安全・保安院時代よりもさらに後退している。

### 1)耐震基準の設計見直しを！

福島原発事故を受けて、原発の安全性を考えるには地震規模を設定することが優先されるべきである。最低限、基準地震動が2007年7月16日の新潟県中越沖地震において柏崎刈羽原発で記録された最大値1,699ガルを上回るようにすべきである。

新規制基準では、同じ断層について津波評価と耐震設計の基準地震動とでは、地震規模を示す地震モーメントやすべり量は津波評価の方が約4倍も大きく、耐震設計の基準地震

動の想定は、はるかに小さい、津波と地震との二重基準になっている。地震動も、津波を想定する際の地震と同じにすべきである。新潟県中越沖地震、東日本大震災などの教訓を生かし、基準地震動にもとづいて安全設計を根本的に見直す必要がある。過酷事故を起こさず、仮に燃料溶融が起きたとしても放射能を放出しない安全設計を行う必要がある。それができないならば原発の使用をやめるべきである。

### 2)原子力規制委員会は「クロスチェック解析」を実施せよ！

原子力規制委員会は新規制基準に基づいて初めて審査対象になる重大事故の解析評価について、3月現在でも「クロスチェック解析」は実施していないし、今後実施するか否かも明らかにしていない。

「クロスチェック解析」とは、電力会社が実施している過酷事故の解析について、規制委員会自らが電力会社とは別の解析コードを使って解析して、電力会社の解析結果とつきあわせることにより、電力会社の解析が妥当かどうかを科学的に厳正に判断するものである。

福島原発事故が発生する以前の設置・変更許可申請の審査においては、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会は、事業者が用いた解析コードとは別の解析コードを用いて規制機関自ら事故解析を実施し、「クロスチェック解析」の審査手法を定着させていた。この「クロスチェック解析」は事業者による安全評価を審査する上できわめて適切なやり方である。重大事故の解析評価においてはすべての解析事象の「クロスチェック解析」を実施して、厳正な審査をすべきである。

### 3)「新規制基準は世界一厳しい基準」か？

田中規制委員長は2013年7月3日原子力規制委員会記者会見の場で新規制基準について「世界一厳しい基準ができた」と公言している。しかし新規制基準は欧州加圧水型炉EPRの安全水準に遠く及ばない。また、欧米の基準に比べてより安全とは言えない。EPRでは新規制基準にはない安全上重要な水蒸気爆発の危険性を和らげるコアキャッチャー、溶融炉心を長期冷却する格納容器熱除去設備、設計圧力を

高めた二重構造の格納容器の設置などの安全設備を備えている。新規制基準が世界一厳しい基準ではないことは明らかにもかかわらず規制委員会の委員長自らが「世界一厳しい基準ができた」とおごり発言をするのは大変危険なことある。また、技術的には世界最高レベルのEPRでも安心はできない。

規制委員会・規制庁は安全性を考えれば、例えば水蒸気爆発を防ぐコア・キャッチャー

を追加設置すべきであるが、既存炉には難しいという配慮の結果、求めていない。

40年に達する老朽化原発についても現実に配慮したゆるい「特別検査」でさらなる延長を可能にした。

また、原子力規制委員会が2013年に制定した新規制基準は、「これを守れば安全である」という基準ではなく、最小限守るべき基準である」として、名称を「安全基準」から「規制

#### 4) 安全に徹した規制の実行を！

原子力規制委員会は、安全に徹した規制を実行すべきである。電力会社におもねり、既存の原発の存続に配慮して、規制を緩めたり、適合審査に手心を加えてはならない。しかし秘密保全法が成立し、国の安全保障に支障を与える恐れのある情報を漏らした公務員や契約業者への罰則が強化され、今まで以上に情報の公開が阻害されている。原発の情報はますます隠蔽され、事故の危険性が増大している。規制の審議において、安易に資料のマスクキングがなされるなど透明性が極めて低く大問題である。利益相反を疑われる事例も数多くみられ、審議の公正性が疑われる。

#### 5) 安倍政権の安全性無視を許すな！

安倍首相、茂木経産大臣らは「規制委員会が安全と認めた原発から再稼働させる」と公言し、原子力規制委員会の田中俊一委員長は新規制基準について「世界一厳しい基準ができた」と事実と反するたわごとを宣っている。原子力規制庁の実務担当官らも、規制基準を高めると実際には既存の原発は再稼働出来ないことを熟知し、防波堤やフィルターベントなど後付け設備で可能なものは要求したが、基本設計にかかわる最も大事な基準地震動などは改訂していない。周辺住民の被ばくを制限する数値が規定されている「立地指針」は原子力規制委員会の田中俊一委員長が「福島のような放出の状況を仮定すると立地条件に

### 3. 原発の再稼働を許すな！

原発再稼働を目的に、新規制基準の適合審査申請が各電力会社から出されている。新規制基準施行2013.7.8の直後に、PWR10基川内1・2号、伊方3号、大飯3・4号、高浜3・4号、泊1・2・3号、その後の2013.7.12にPWR2基、玄海3・4号、遅れて、BWR6基2013.9.27に柏崎刈羽6・7号、2013.12.25に島根1・2号、201

基準」に変更した。内容も、福島事故で守れないことが判明した「立地指針」の適用を実質的に取りやめたり、「放射線管理基準」を現状にあわせて改悪している。

田中俊一・原子力規制委員会委員長は2014年2月12日定例会見で「再稼働するかどうかは、社会、国民、政治の判断になる。そこに規制委は関与しない」と規制委員会の責任を放棄している。

福島事故後、原発に対する新規制基準は、過酷事故対策を取り入れ、その緩和措置を備えることが基準適合性審査に必要となった。「具体的に10件くらいのシビアアクシデントのシナリオを提示して説明せよ」と原子力規制委員会・規制庁は要求している。しかし、大冷却材喪失事故LOCA時に非常用炉心冷却装置ECCSの注水失敗が起こった場合に、メルトダウン開始までの時間は、約20分しかない。熟練の運転員でも、その間に有効な対策作業を行うのは難しい。その他にも、シビアアクシデントのシナリオは無数にあり、全てのシナリオを想定することは無理である。

合わなくなってしまう」と記者会見で述べたように守れないことが明白になり、審査の際に適用しないなど、規制院長自ら既存の原発の再稼働に道を開いている。

規制基準も、当初の「新安全基準」から「新規制基準」と名称を改めた。つまり、規制基準は、日本に立地する原発として最低限守らねばならない「必要条件」であるが、当然ながら、これを守れば安全であるということではない。

しかし、政府当局者と田中委員長が、その内容をすりかえて、「新規制基準」をあたかも「十分条件」かのように世間に宣伝し再稼働を行おうとしている。

3.12.27に女川2号、2014.2.27に浜岡4号が適合審査を申請している（2014年3月1日現在）。その間、2013年9月15日大飯原発4号機が定期検査に入り、再び日本のすべての原発が停止したが日本社会は平常を保っている。

安倍政権は2014年2月25日、新たな「エネルギー基本計画」の政府案を決定した。原発を

昼夜問わずに安定して発電する(融通の利かない)「重要なベースロード電源」と位置付け、

「原子力規制員会で安全性のチェックを通った原発は再稼働する」明記した。

### 1) 防災避難計画のない原発は再稼働すべきではない！

原子力規制委員会は、旧指針を引き継ぐ形で、原子力災害対策指針を策定し、その後も追加・改定を続けている。原子力災害対策重点区域UPZ(原発から概ね30km圏)の都道府県及び市町村は、原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画の中で、原子力災害対策を定めることになっている。

福島原発事故を受け、原発の再稼働の是非は、過酷事故の防災対策が可能かどうかを第

一に検討すべきであり、それに基づいた地元了解、特に30km圏内のすべての自治体の了解が最優先されるべきである。

防災避難計画については、道路が健全な場合でも、地元住民が格納容器ベント以前に避難することは不可能であると交通工学の専門家が指摘している。積雪時に、地元住民が自家用車などで避難することは不可能である。住民の安全重視の防災計画が必要だ。

### 2) 避難範囲30kmでは狭すぎる！

福島第一原発事故を教訓とするならば、避難準備が必要な範囲が概ね30kmでは狭すぎる。しかし地方自治体が防災計画を立てる際には、避難は30km圏までとしている。

各自治体は、30km圏だけの避難計画を立案しているが、それでも困難を極めており、半数以上の自治体で立案できていない。立案した自治体も、実際の避難は困難を極めることが予想される。半島や島で取り残される場合、雪や山、大きな河川に阻まれる場合、原発近

傍の通過を余儀なくされる場合、バスの確保が十分にできない場合、地震などにより道路が寸断される場合、車により大渋滞が引き起こされる場合、高齢者や障がい者、病院の患者などを避難させる場合にどうするのか、といった問題が山積している。

また、原発の再稼働と地域防災計画の立案を切り離す動きがあるが、地域防災計画の立案もなしに原発の再稼働を認めるべきではない。

### 3) 避難判断基準 $20 \mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト/時)と福島の汚染状況

新たな原子力災害対策指針では原子力災害時に住民の避難や屋内退避などの備えを重点的に行う区域は、福島原発事故後に半径8~10km圏であったものが「概ね30km」に広がった。一方で、避難時の、線量に応じた判断基準は、IAEAの被曝線量の安全基準 $100 \mu\text{Sv/h}$ ではなく、これの1/5の $20 \mu\text{Sv/h}$ とした。1時間当たりの被曝線量 $100 \mu\text{Sv/h}$ が、年間 $100\text{mSv}$ の包括的判断基準の被曝線量に対応する。福島第一原発事故では、IAEAが安全基準で示した $100 \mu\text{Sv/h}$ の1/5の年間 $20\text{mSv}$ が避難基準として実際に使われた。

福島第一原発事故では、年間 $20\text{mSv}$ 以上の被曝が見込まれる原発から30~45km圏にある飯館村およびその周辺地域について、計画的避難区域が設定された。原発から60km離れた福島市においても、3月16日の夕方から $20 \mu\text{Sv/h}$ を超える放射線が観測されている。原子力規制庁が行った福島第一原発事故と同規模の

事故が各地の原発で発生した場合の放射能の拡散シミュレーションでは、7日間に $100\text{mSv}$ という非常に高い被曝が、最大で42kmという広範囲にもたらされ、年間 $20\text{mSv}$ や $20 \mu\text{Sv/h}$ の線量は、100kmを超える広範囲に広がるのがわかる。これを見ても、避難の準備な必要な範囲である原子力災害対策重点区域UPZが概ね30kmでは狭すぎであり、UPZそのものを30kmよりも広げる必要がある。

重大事故がまた起こった時、緊急モニタリングを誰がどうやって実施し、住民にどう知らせるのか、重大事故の時に避難が間に合うのだろうか？疑問である。現段階では、大多数の避難計画が重大事故に対応していない状態である。原発の再稼働と地域防災計画の立案を切り離す動きがあるが、地域防災計画の立案もなしに原発の再稼働を絶対に認めるべきではない。

### 4. 東電を破綻させ、国民監視の事故処理を！

東電の破綻処理を当然行われなければなら

ない。その上で事業会社と廃炉処理会社に分

割する。事故処理方針および費用負担に関する国民合意は不可欠であり、どの方策を取るにしろ透明性が必要である。

しかるに政府は1月15日、東京電力の新たな「総合特別事業計画」を認定した。計画は柏崎刈羽原発を7月以降に順次再稼働させることが前提としている。グループ全体で2000人規模の希望退職者を募るなどの合理化策も示し、2011年3月の福島第1原発事故で悪化した収支の抜本的な改善を目指している。東電を救済するために、最も危険な事業者東電による最も危険な柏崎刈羽原発の再稼働が急がされている。

東電はすでに破綻状態にあり、税金を投入し、公然と粉飾決済を続けることで生きながらえている。東電救済スキームにより、三井住友銀行をはじめ銀行などは責任を免れ、それどころか、柏崎刈羽原発を再稼働させるために巨額の融資を続け、さらなる利益を得よ

うとしている。東電は自らが生き残るために、原発被害者への救済を渋り、汚染水対策をおごなりにし、人も資金も柏崎刈羽原発の再稼働に投入している。安倍政権も東電など企業を助けるため再稼働を急がせている。

福島第一原発を東電から切り離す分社化の動きは、東電を福島第一原発の事故対策、汚染水処理対策と原発被害者の救済から切り離して免罪し、柏崎刈羽原発の再稼働を促進するものに他ならない。

東電は直ちに破綻させ、東電に投資してきた銀行などに対し、責任をとらせ、原発を製造した東芝、日立、GEなどのメーカーの責任も追及しなければならない。東電を完全に国の管理下に置いた上で、人材も資金も福島第一原発の事故処理、汚染水事故処理と原発被害者の救済に集中すべきである。

# 全面勝訴！皆様のご支援に感謝します。

## 主文

1. 被告（都）は、原告（杉浦）に対し、70万円及びこれに対する平成24年4月1日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え。
2. 原告のその余の請求を棄却する。
3. 訴訟費用は、これを6分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

杉浦再任用更新拒否裁判東京地裁判決 都に70万の賠償命令

## 都教委は裁量権の範囲の逸脱、濫用。国賠法上違法

3月6日、東京地裁は杉浦再任用更新拒否裁判で上記の判決を下しました。判決は、争点となった点について、都が合否判定の二本柱とした「面接評定票」「推薦書」とも手続き上の瑕疵を認め、校長の事実認識及びその評価について「著しく合理性、社会的相当性を欠く判断」と断じ、これに基づく都教委の本件再任用不合格についても「著しく合理性、社会的相当性を欠くものと

判断せざるを得ず、都教委には、裁量権の範囲の逸脱、濫用があり、本件再任用不合格は、国賠法上違法と評価すべきである。」と判示しました。

さらに、従来は「広範な裁量権」の名のもとに認められることが困難とされていた「任用」への「期待権」を事実上認めたこと、「長年築いてきた生徒との信頼関係が突然断ち切られることは、逸失利益の賠償だけでは償えない損害である」として慰謝料を認めたことなど、まさに「全面勝訴」の内容でした。これらは、教育現場の状況



に対する良識的洞察とともに、原告が提出した都労連闘争の際の「60歳台前半を『雇用と年金の連携』により支えることが国民全体の課題になっている」などの都側説明を全面的に引用し、さらに情報開示で明らかにされた再任用更新の高い合格率も認定するなど、裁判所が高齢者の生活と雇用の問題について、正面から光をあてるスタンスを取った結果に他なりません。

それにしても退職者会の皆さんには大きなご支援をいただきました。カンパや署名をお寄せいただいた方の中には、大野元執行委員など私が五支部長時代にお世話になった方々をはじめ、組合活動の中で出会った多くの方々の懐かしいお名前が多数ありました。長年にわたって組合活動に参加させていただいてよかったと幾度も幾度もかみしめる思いでした。紙面をお借りして御礼を申し上げます。

私は再任用職員からは排除されましたが、非常勤教員として都立高校の最後の一年を迎えます。若い世代に「組合に入ってよかった。」という思いを伝えることに微力を尽くすこととお約束して、ごあいさつに代えます。ありがとうございました。

杉浦孝雄(井草高校 非常勤教員)

～10・23通達から11年目～

## 粘り強く闘われる「日の丸・君が代」強制反対の闘い

被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団事務局長 近藤 徹

東京都教委が卒業式・入学式などで「日の丸・君が代」を強制する「10・23通達」(2003年10月23日)を発出して11回目の卒業式が巡ってきました。この間「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏等を理由に延べ457名もの教職員が処分されています。また、被処分者の退職後の再雇用職員・再任用・非常勤教員等の合格取消・採用拒否なども70名を超えます。10・23通達と前代未聞の大量処分は、東京の異常な教育行政の象徴です。

この10年余、私たちは、裁判と運動を車の両輪として、「日の丸・君が代」強制に反対する職場での取り組みを風化させず、都教委の暴走と正面から対決して闘ってきました。

都高教退職者会の皆さんには、常に物心両面にわたり暖かいご支援を賜り感謝しています。この間の状況を報告してお礼に代えます。

## 最高裁で負けたら戒告処分を出し直し 都人事委員会に不服審査請求

2012年1月及び2013年9月の最高裁判決は、校長の職務命令について、不当にも、憲法の思想・良心の自由の「間接的制約」にあたるが、「違憲とは言えない」としたものの、東京都の「裁量権の逸脱・濫用」を認定して、減給・停職処分計32件・25名を取り消し、機械的な累積・加重処分に一定の歯止めをかけました。

ところが、昨年12月17日、都教委は、東京「君が代」裁判二次訴訟の最高裁判決で減給処分を取り消された現職の都立高校教員7名に新たに戒告処分を発令（再処分を発令）しました。

最高裁で「違法」とされた処分を行ったことを「謝罪」するどころか、7年前・8年前（2005年・2006年）の事案で「処分を出し直す」という前代未聞の暴挙は、最高裁判決をないがしろにして、教職員を萎縮させ「屈服」させようとする都教委の異常な「暴力的体質」を改めて露呈しました。

東京新聞（12月20日付）は、「君が代不起立教員 前代未聞の再処分」「都教委 異様な『粘着気質』」「最高裁の苦言も無視『まるでストーカー』」と報じ、厳しく批判しています。

2月13日、被処分者の会・同弁護団・該当者は、再処分の取り消しを求めて都人事委員会に不服審査請求を行い、都庁記者クラブで記者会見をしました。

当事者からは、「最高裁で減給処分が取り消され敗訴したら、謝罪するどころか戒告処分を出し直す、という都教委の横暴には怒りを乗り越えてあきれてものが言えない」などの発言がありました。

会見の様子は、NHK首都圏ニュースでも報道され、反響を呼びました。

請求人7名は、今後訴訟を視野に入れて、再処分撤回まで闘う決意です。

## 「授業してたのに処分」事件 完全勝訴確定

福生高校福嶋さんの再発防止研修未受講による減給6月の処分（2005年）の事案、「授業してたのに処分」事件では、昨年12月19日、東京地裁で処分取消の完全勝訴を勝ち取り、都側は控訴せず勝訴が確定しました。

元都立福生高校教員の福嶋常光さんは、2005年3月の卒業式で2回目の不起立で減給1月の処分を受けました。そして同年9月の減給・停職処分者対象の「服務事故再発防止研修・専門研修」の受講を命じられました。しかし研修当日5時間の授業があったので、事前に都教委に研修の日程変更を申し出たが認められず、学校で授業をしていたところ、研修を受講しなかったことを理由に処分が累積加重され減給6月の処分を受けました。

福嶋さんは、東京「君が代」裁判二次訴訟の最高裁判決（昨年9月）で、この再発防止研修の根拠となった不起立による減給1月の処分を取り消されていまして、私たちは、東京都の「裁量権の逸脱・濫用」で勝訴を確信していました。

判決では、「本件処分は、懲戒権者が処分の際、・・・過去の処分歴等の評価・判断を誤ってなされたものといわざるをえない」とし、「不受講行為は、・・・歴史観ないし世界観と無関係であるとは考え難いこと、不起立行為等による減給処分のほか、不受講行為による減給処分を受けることにより懲戒処分が累積して加重され、短期間で反復継続的に不利益が拡大していく・・・ことなどを考慮すると、不起立行為にかかる研修の不受講行為に対する懲戒において戒告を超えて減給の処分を選択することには、やはり慎重な考慮が必要・・・」と述べ、「処分が重きに失し、社会観念上著しく妥当を欠き、上記減給処分は懲戒権者としての裁量権の範囲を超えるものとして、違法の評価を免れない」と判示して処分を取り消しました。

「授業よりも被処分者を反省させる再発防止研修が大事」という都教委の逆立ちした異常な姿勢を断罪する判決で、都教委に痛打を与え、苦闘する「君が代」訴訟原告・支援者・現場の教員を励まし、反撃ののろしをあげる快挙です。

## 東京「君が代」裁判第4次訴訟 東京地裁に提訴一新たな闘いへ！

2010年・11年・12年・13年3月卒業式・4月入学式で不起立などを理由に東京都教育

委員会により処分された都立学校の教職員14名が、3月17日、東京都を被告にして、処分取消と国家賠償（55万円）を求めて、東京地方裁判所に提訴しました。

今回の提訴は、東京「君が代」裁判1次訴訟（2012年1月最高裁判決 2004年処分取消請求）、同2次訴訟（2013年9月最高裁判決 2005年・06年処分取消請求）、及び同3次訴訟（東京地裁に係属中 2007～09年処分取消請求）に続く第4次訴訟になります。

原告団は、一連の最高裁判決からの前進を目指して、①10・23通達が違憲・違法であること、②戒告を含む全ての処分の取り消し、を勝ち取るため一丸となって闘います。

新たな闘いの出発点であると共に、教育を国家支配の道具にしようとする安倍政権の教育政策を先取りする都教委に対する反撃の闘いでもあります。

また、東京「再雇用拒否」第3次訴訟（原告3名）は、1月15日、損害賠償を求めて、を東京地裁に提訴して、3月17日、第1回口頭弁論が行われました。こちらの裁判にもご注目ください。

## 安倍教育政策NO！の声と運動、大きく掲げよう 宮村 博（三田高校非常勤教員）

安倍晋三の決め科白は「日本を取り戻す」。これを『重点政策2012自民党』では「まず、復興。ふるさとを、取り戻す」「経済を、取り戻す」「教育を、取り戻す」「外交を、取り戻す」「安心を、取り戻す」と敷衍し、「みんなで、新しい日本をつくろう」と締めている。教育について『自民党政策BANK』を開くと、以下のような網羅的記述に出会う。安倍教育政策の全体像、彼らが構想している「教育再生」がいかなるものかを確認するためには必読である。敢えて紹介することにしよう。

### 教育・人材育成

- ・「教育再生実行本部」の提言を、改正教育基本法に沿って着実に実行し、子供の「教育を受ける権利」を守るため、大人が責任を果たします。
- ・教育基本法の理念に基づいた「人間力」と「基礎学力」の向上に努めます。（道徳教育の充実、高校で新科目「公共」設置、「土曜授業」の実現や、悉皆の「全国一斉学力テスト」の継続など）
- ・現在の単線型でなく、多様な選択肢（複線型）を可能とするため、6・3・3・4制の見直しにより、「平成の学制大改革」を行います。
- ・教育基本法が改正され、新しい学習指導要領が定められましたが、いまだに自虐史観や偏向した記述の教科書が多くあります。子供たちが日本の伝統文化に誇りを持てる内容の教科書で学べるよう、教科書検定基準を抜本的に改善し、あわせて近隣諸国条項も見直します。
- ・「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現します。
- ・今すぐできる対策（いじめと犯罪をはっきり区別、道徳教育の徹底、出席停止処分など）を断行するとともに、「いじめ防止対策基本法」を成立させ、統合的ないじめ対策を行います。
- ・「いじめ防止対策基本法」の制定により、いじめ対策に取り組む自治体を、国が財政面などで強力に支援します。
- ・いじめ問題でも明らかになった、現行の無責任な教育行政システムを是正するため、首長が議会の同意を得て任命する「常勤」の「教育長」を教育委員会の責任者とするなど、教育委員会制度を抜本的に改革します。
- ・いじめの隠ぺいなど、地方教育行政において、法令に違反している、あるいは児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害するおそれのある場合、公教育の最終責任者たる国が責任を果たせるよう改革します。
- ・世界のリーダーとなる日本人を育成できる、力ある教師を養成するため、「教師インターンシップ」を導入するなどの改革を行います。
- ・教員の政治的中立を徹底するなど、適正な教育内容を確保し、教職員組合の適正化を図ります。
- ・「青少年健全育成基本法」を制定します。
- ・幼児教育の無償化、義務教育での就学援助制度の拡充、高校・大学における給付型奨学金の創設に取り組みます。
- ・高校授業料無償化については、所得制限を設け、真に「公助」が必要な方々のための政策に転換します。
- ・「大学力」は国力そのものであり、大学教育の見直しや、質・量ともに世界トップレベルとなるよう大学強化などを行います。
- ・高校在学中に何度でも挑戦できる達成度テストの創設などを行い、大学入試を抜本的に改革します。
- ・大学9月入学を促進し、高校卒業から入学までのギャップターム（半年間）などを活用した大学生の体験活動の必修化や、学生の体験活動の評価・単位化を行います。

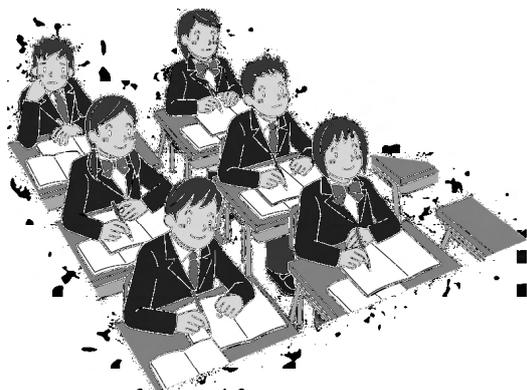
- ・日本人の海外留学の大幅増や、優秀な留学生を戦略的に獲得（当面 20 万人目標）するため、国費留学生を拡充するなど、積極的に支援します。
- ・きめ細やかで適切な特別支援教育を推進します。
- ・孤立しがちな若い親に対する家庭教育の支援体制を強化します。
- ・通学路の安全を確保するなど、安心して通学できる環境を整備します。

安倍自公政権は甚だしく暴走を続けている。が、憲法問題では「9 条明文改憲」の閾を低くするための「96 条改正」論が世論の批判を浴び、それならばと「集団的自衛権をめぐる解釈改憲」論に走るなど一定の紆余曲折を示しているのに対し、教育問題では「戦争をする国づくり」と「多国籍企業の人材づくり」を目指す政策の実現が確実に進んでいると言わねばならない。

「いじめ防止対策基本法」の成立（昨 6/21）を手始めに、政権内で司令塔となっている教育再生実行会議は活発な動きを示している。主なものだけでも、①センター試験を「達成度テスト」に改編の方向（昨 10/3）、②「スーパーグローバル大学」の重点支援（2014 年度予算案）、③教科書検定基準の改悪（1/17）、④学習指導要領解説書の一部改訂（1/28）、⑤「道徳」の教科化を中教審に諮問（2/17）、⑥義務教育教科書無償措置法の一部「改正」法案を閣議決定し国会に上程（2/28）。そして、本丸の一つ⑦教育委員会制度「改革」案を自公が取りまとめ（3/12）、今国会に提出するという。26 年度予算成立後の国会審議の大きな焦点となる。さらに、近々では⑧沖縄県竹富町の中学校公民教科書採択問題で、文科省が「是正命令」を出す（3/14）という異例の事態まで出来している。

諸団体の結集で「安倍教育政策 NO・平和と人権の教育を！ネットワーク」が結成され、これまでに月例の駅頭宣伝行動、院内集会、「教育再生って？子どもたちはどうなるの 3・21 全国集会」など活発な取り組みがつけられてきた。さらに力を集め、今こそ安倍教育政策と闘おう。

(2014/3/16)



憲法学習会（2013.10.12全水道会館）

**「憲法のいきづく国に 私たちに求められるものは」**

伊藤 真（弁護士・伊藤塾塾長）

安倍政権の危険な暴走が強まった昨年 10 月、恒例の憲法学習会を開催し、伊藤真氏に「憲法のいきづく国に私たちに求められるものは」というテーマで講演をしていただきました。

昨年はずでに 150 回を超える講演をされたということで、大変お忙しい中をお願いすることができました。講演の内容は録音（CD）してありますので、ご希望の方はご連絡ください。

法科大学院の問題点（国家的詐欺であり、法曹界全体の劣化をもたらした）、「1 人 1 票実現運動」

（「一票の格差」といわれるが、1 票の政治に対する影響力の差であり、住所による 1 票の不平等は是正ではなく撤廃しなければならない）、



「立憲主義」「自民党改憲草案」などについて、2時間にわたって、分かりやすく、楽しく、丁寧に話をさせていただきました。一部を報告します。全体的な内容については、多くの著書が出版されていますのでそちらをお読みください。

## 「立憲主義」を正しく理解し、憲法を使いこなして主体的に生きる」

講演が今年はずでに 150 回。憲法を学習しなければという危機感が強くなっている表れ。憲法を学ぶ意義について、学生たちには、①自分が幸せになるために、憲法を使いこなして主体的に生きる力を身につける、②社会の構成メンバーとして社会に貢献するために必要な資質を備える、③憲法改正の国民投票に際して、未来を灰色にしないために、自らの価値観で適否を判断できる力をつけるためと話している。

「日本国憲法」は、すべての人々が個人として尊重されるために、最高法規としての憲法が、国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤とし、立憲主義に立脚して国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を基本原理としている。

「立憲主義」というと世界史や明治憲法時代の古いものという考えが強かった。法律は国民を制約するものだが憲法は権力をしぼるものという違いは理解されず、憲法は最高法規で、国民が守るものと思いついてきた。30年間、しつこく言い続けてきて、やっと「憲法は権力の暴走を縛るもの」

「憲法は国を縛る道具」という正しい理解がされるようになってきた。

一方、憲法は多数派による権力行使にも歯止めをかけるという点では、立憲主義と民主主義は対立関係になることもある。ヒトラーが支持されたように、国民の多数の声が常に正しいとは限らない。人間だから間違えることもある。多数派でも奪えない価値が人権で、これを保障することが少数派

を守るためにも必要であり、憲法は国民の人権を保障するためのものだから人権規定ばかりなのは当たり前なのである。

「自民党改憲草案」は①立憲主義の破壊②国民主権の後退③基本的人権保障の形骸化④「戦争ができる国」をめざすものであり、その象徴が、「国防軍」の創設である。

国民には、国防義務、日の丸・君が代尊重義務など新たに10項目の義務を加えて憲法尊重義務を課し、天皇の擁護義務を削除する。自由及び権利や表現の自由などは、常に公益及び公の秩序に反してはならないと「法律の範囲」内のものとされる。

個人の尊重（人は皆同じ＝人として尊重され、人は皆違う＝個として尊重される）は、「すべて国民は、人として尊重される」とされ、個人から抽象的な人の尊重へ、かけがえのない個人から代替可能な人とされる。

このような国の形を大きく変えようとする憲法改悪を阻止する上で重要なことは、権力の危険性、戦争の悲惨さ、自分の生活がどう変わるかについての想像力（イメージネーション）を働かせ、市民的連帯の力を確信することである。

明日の自分は今日の自分が創る。憲法は、現実を理想に近づけるためにある、今を変えれば未来を変えられる。今を生きるものとしての責任を果たすために、憲法を知ってしまった者として今できることをやりましょう。

**Festina Lente（ゆっくりいそげ）。**

（文責：菅 豊）



## 沖縄と連帯する日退教第4次交流団 参加報告

小野啓一

昨年（2013年）11月24日、25日でおこわれた「沖縄と連帯する日退教第4次交流団」に参加してきました。本土からの参加者は北は北海道から南は九州にまたがり14名。それに地元の現役の教職員と退職会の方々が10数名参加され、本土と沖縄の連帯の意義を深かめる意義が大きな集会でした。

会場是那覇市にある教育福祉会館で1時30分からはじまりました。交流団の団長平川さん、現地退職会会長仲村さんのあいさつのあと、午後1時50分から学習会が行われ、講師は前宜野湾市長の伊波洋一さんで、まず沖縄の現状の報告がなされ、普天間飛行場が世界一危険な基地であること。日本の法律はもちろんアメリカの法律でも飛行場としての要件を全く満たしていないこと。ただちに廃止するしかないことが強く述べられ、アメリカの公文書館での公開資料等から東アジアでの紛争（中国、朝鮮との）の際は沖縄の基地を守らず、まず後方に撤退し、反撃をする作戦が作られていることが示された。まず住民が犠牲になることが強調された。命を守るには沖縄から基地をなくすことが重要性がしめされた。

おりしも、自民党中央の圧力に沖縄県選出の自民党の衆参議員が県外移設の公約をハレン

チにも破る状態に怒りを新たにして1日目の集会を終えた。

25日の（2日目）はフィールドワークで沖縄の基地の現状をみる。本土とは全く違った状態を感じられた。本土にはない感覚である。大学在学中の行つて時に見たアメリカの占領下の状態と大差が感ぜられません。しかし、基地が返還がかなった那覇の郊外の新都心の繁栄を見学し、基地がなくなれば、沖縄の経済は立ち行かなるといふことはありえないことを実感しました。そのあと問題の普天間基地前で抗議行動に参加。嘉手納基地の見える道の駅で昼食。小雨が降る天候で飛行機は飛ばず、凄まじい爆音は経験出来ませんでした。

昼食後、バスに戻り、埋立予定地の辺古名へいく。座り込みテントの方々を激励。バスは岬を周り反対側かわ湾を見る。素晴らしい湾。世界自然遺産に登録しても良いところ。

ジュゴンの生息地でもこの場所をを軍事のため、近視眼的な経済効果に目をくらませ、利益を手にしよとする人間の愚かさを再認識し、行動を広めていく決意を固めた学習会でした。

## 都退協宿泊研修会に参加して

小野啓一

去る3月10日、都退協の宿泊研修会が「シーサイドいづたが」で行われた。わが退職会からは小野、後藤、拝田、平岡、山田の5名が参加。

学習内容、講演は

- ①、「辺野古新基地建設反対・名護市長選の闘い」安次富 保氏  
闘いの経過とこれから方針と展望が力強く話され、今のきわめて危険な政治状況への闘いへの大きなエネルギーをもらった。
- ②、「社会保障制度改革・介護保険制度改定・医療制度の動きと問題点」中西 満氏  
年金支給年齢の引き上げが実施され、無年金の年数が次第に増えていくこと、介護保険制度が改

悪され、介護保険制度設立の当初の理念がゆがめられる（社会全体で介護を支えるという理念）ことの問題点が指摘された。

講演時間はわずか3時間強の時間であったが、いつもにもまして、濃い内容の学習会でした。

①

## 辺野古新基地建設反対闘争と名護市長選挙

安次富 浩（海上ヘリ基地反対・平和と名護市政民主化を求める協議会共同代表）

### 【沖縄反基地闘争の今後の展望】

#### 2013年から2014年にかけての経過

2013年

- 1月28日 オスプレイ配備反対県民大会実行委144人が安倍首相へ直訴。  
与野党県議団、41市町村長及び市町村議会議長が建白書を提出。
- 2月 2日 安倍首相の初来沖。
- 2月20日 辺野古違法アセス糾弾訴訟の不当・反動判決。
- 2月22日 安倍首相の訪米→辺野古移設推進を表明。
- 3月22日 防衛省が沖縄県知事へ辺野古新基地建設に向けて埋め立て申請。
- 4月28日 安倍政権が「主権回復」式典を強行→沖縄を切り捨てた日
- 6月21日 ノースカロライナ州チェリーポイント海兵隊航空基地でオスプレイが排気熱による火災事故を起こし、62億円の損害→報道されず
- 7月21日 参議院選挙→自民党の圧勝。糸数恵子沖縄選挙区勝利する。

安倍反動政権 TPP加盟、憲法改悪、自衛隊の国防軍名称変更、集団的自衛権の行使容認、特定秘密保護法案など反動的諸政策の提出策動が目白押し。

- 8月 3日 MV-22 オスプレイ追加配備開始→9月25日残り1機計24機
- 8月26日 MVオスプレイがネバダ州クリーグ空軍基地周辺地域で墜落事故
- 9月26日 仲井波知事、埋め立て申請拒否を示唆。可否判断は12月以降。
- 9月28日 普天間基地でオスプレイが1時間ホバリング→車輪が出ぬ事故。
- 10月3日 日米外務・防衛大臣協議（2プラス2）、辺野古移設を推進確認
- 10月24日 末松県議（前名護市副市長）出馬→仲井真知事が支持表明
- 11月25日 自民党沖縄選出国會議員5人が県外移設の公約破棄、辺野古移設
- 11月27日 名護市議会の承認を得た稲嶺名護市長の意見書を提出  
佐書真宜野湾市長「普天間基地の危険性の除去、固定化反対」  
育鵬社教科書採用問題の中山石垣市長も同じ日本会議会員

2014年

- 1月19日 名護市長選：現職の稲峯進市長が圧勝。  
名護市長選挙辺野古移設を争点→末松側は争点ばかりし。  
石破自民党幹事長：国の専管事項、500億円の名護振興基金。アメとムチ

これからの展開

9月 沖縄は統一他方選挙：名護市議会議員選挙→稲嶺与党過半数維持

11月 沖縄県知事選挙→沖縄の命運を賭けた闘い。

- ・米空軍、14年CVオスプレイ3機を嘉手納基地配備、16年までに計9機横田基地にも配備計画→カーライル太平洋空軍司令官が言明（7月30日）
- ・航空自衛隊、下地島民間パイロット訓練飛行場使用する動き→屋良覚書無視
- ・自衛隊の宮古・ハ重山配備強化→安倍反動政権尖閣問題で再び沖縄戦を想定
- ・オスプレイ1時間当たりの飛行コスト約1万ドル（100万円、CH-46の2倍）マケイン議員「防衛費削減の流れに逆行し問題だ」10・6タイムス報道

### 【具体的な埋め立て申請阻止に向けた闘い】

- ①オスプレイ配備阻止闘争の持続化→米兵が住みにくい沖縄をつくる。  
大山ゲートや野嵩ゲートでの抗議行動の継続→沖縄版インディファーター
- ②稲嶺名護市長を支える体制づくり→弁護士や憲法学者らが市長の諮問機関
- ③埋立て承認取り消し訴訟→4月17日第1回那覇地裁審理、原告600人
- ④新たなオール沖縄の再構築→建白書の意義を訴える。
- ⑤高江ヘリパッド建設阻止、尖閣諸島の国有化反対、与那国島の自衛隊配備阻止などの反戦・反基地闘争の持続。
- ⑥奄美・琉球諸島をユネスコの世界自然遺産リスト本登録運動の動き→  
IUCN(国際自然保護連合)が審査評価機関でジュゴン保護を3回勧告した。  
「沖縄の青い海と空」キャンペーンは観光客(国民)へ基地問題を覆い隠す。  
辺野古～大浦湾の埋め立て、やんばるの森の破壊(高江ヘリパッド建設)等を  
IUCNへ直訴→基地建設問題を国際社会に訴える。
- ⑦ ノーム・チョムスキーやオリバー・ストーンなど国際的著名人の声明

### 【ヤマト政府の見解と沖縄側の主張】

- ① 野田民主党政権の防衛大臣森本は米軍普天閣飛行場の移設先について軍事的には沖縄でなくてもよいが、政治的に考えると沖縄が最適の  
地域→「地政学、抑止力、軍事的合理性」から必要とする嘘。  
鳩山元首相の辺野古回帰の言い訳「抑止力」→「方便」だった。
- ② オスプレイ配備に関する野田首相見解→「配備自体は米政府としての基本的な方針で、それをどうこうしろという話ではない」→対米隷従関係露  
呈＝国家主権の放棄を露骨に現わしている。
- ③ 尖閣諸島は「日本の固有領土」→石原慎太郎都知事が東京都による尖閣買い上げと核武装論を展開（米国の対中国強行派のヘリテージ財団主催の講演で表明。対米従属、アジア排外主義者）→野田政権の国有化宣言へと繋ぐ。  
親米右翼による中国脅威論、反中国キャンペーンが高まる。「オスプレイ配備は尖閣を守るために必要」とするこじつけ論が政府サイドから出る。  
オスプレイ配備反対の沖縄は国賊扱い、売国奴呼ばわり。親米右翼の主張  
※明治政府は尖閣諸島を日清戦争（1894年）後に国際法上の無主地域であったとして略奪（先占）する（1895年）。下関条約による台湾植民地とは別  
※ 政府は沖縄と台湾漁民の生活（漁場）水域である尖閣水域を台湾に有利な漁業協定を結ぶ。沖縄漁民を無視する政策→尖閣水域を日台の共有水域へ！
- ④ 安倍政権「普天閣基地の固定化」惘喝→自民党県連「辺野古移設」容認（沖縄側の見解）
- ⑤ 基地は私たちが望んで持ってきた訳ではない。沖縄は保革で相対するよう

な時期を超えた。オールジャパンの押しつけに、県民が心を一つにして基地の整理縮小という大きな枠で丸となる必要がある。…基地が沖縄経済を阻害。…沖縄は基地で食べているという誤った視点を正す…。(翁長那覇市長)

- ⑥沖縄は基地経済で潤っていない。復帰前後、県民所得の15%が基地関連収入から、現在は5%であり、観光収入が増えている。基地依存経済からの脱却。県経済界も主張。観光産業こそ平和産業(平良かりゆしビーチ社長)
- ⑦2+2 日米外務・防衛で辺野古移設推進を決定→数えきれない決定。
- ⑧平和的生存権を勝ち取る、民主主義実践の闘い。→琉球の自法権確保！

### 【構造的沖縄差別の歴史的事態】

- ・ 「琉球処分」(1879年)によって琉球王国が持っていた外交権、裁判権及び行政権が剥奪され、日本に組み込まれながら、明治政府から派遣された県令(県知事)によって「方言札」による「しまことば」狩りやうちなんちゅになじみのない天皇制の押しつけを目的とする皇民化教育が徹底化された。明治政府はこの琉球支配の経験を朝鮮、台湾植民地支配の手本としていく→構造的沖縄差別の始原はここから始まる。→「化外の民」でOK

- ・ 琉球処分を認めなかった清国側は奄美群島が日本へ、先島諸島を清国に属し、沖縄本島は琉球王国を復活させる3分割案であった(80年ころ)。一方の明治政府は沖縄本島以北を領有し、先島諸島を清国へ割譲する2分割

案であった。清国側は日本案を認める動きになったが、琉球側の愛国運動(脱清人と称される琉球士族による琉球王国復権運動。明治政府からは国賊扱い)によって分割案は潰れ、これ以降分割案は外交交渉から消える。

- ・ 太平洋戦争末期に九衛ら昭和天皇側近がソ連を介した終戦工作の「和平交渉の要綱」で固有領土の枠に「最下限沖縄、小笠原、樺太を捨て、千島は南半分を保有する程度」としており、沖縄は固有領土に入っていなかった(伊藤成彦著「物語日本国憲法第九条物語」、PI73～PI74)。

→サンフランシスコ平和条約(1952年)日本の独立のため、沖縄を献上品として米国政府に提供した。その背景には沖縄の半永久的支配を容認した昭和天皇メッセージがある→安倍政権「4・28主権回復日」式典を強行

- ・ 米軍が普天間基地を土地泥棒したのに返還条件に辺野古新基地(代替基地)を要求すること自体が盗人猛々しい。→米軍はハーグ陸戦条約第47条「略奪はこれを厳禁とする」違反の土地泥棒である。

※ 仲井真知事妄言集→すべてが嘘(ユクシ)だった。

「日米安保条約が日本の平和と安全に寄与しているならば応分の負担を」

「名護市長や県議会が反対している。他府県の使っていない飛行場(建設工期)が早い」

「あきらかに不公平で、差別に近い印象を持つ」

「自分の頭に上に墮ちてくるかもしれないのに、配備をあそうですかといえますか」野田首相との対談後のTVインタビュー

(もし事故が起きれば)全基地即時閉鎖という動きに行かざるを得なくなる

→森本防衛相への警告

「固定化するとの発想、言葉が出てくること自体一種の墮落だ…簡単に『固定化』を口にする人がいるとすれば無能だ。その任に置くべきではない」

→2013年11月1日の定例記者会見における発言。

※翁長那覇市長:「オスプレイを含め(米軍の)飛行機が墮ちた時は本当に『全面 基地閉鎖』に向き、日米安保体制崩壊に至る。日米両政府の配備強行はここまで県民を追い込んだ」

※ 第111回九州市長会(会長・釘宮磐大分市長)の緊急理事会が8日、宮古島市で開催され、7日の総会で決議に異論が出たため理事会に差し戻された沖縄へのオスプレイ配備に反対する決議

案を「沖縄県への過重な基地負担の軽減を求める決議」と修正して全会一致で可決した。修正された決議では「住民や関係自治体が安全性に大きな懸念を抱いているオスプレイの配備は、到底容認できるものではない」としながらも、配備撤回という文言を削除し「政府に対し、これ以上沖縄県に負担を押し付けることがないよう強く求める」としている。(12年11月9日、琉球新報)

### 【我々の主張→憲法で保障されている平和的生存権の確立】

- I 環境保護の立場：ジュゴン、ウミガメ、サンゴ及びあらゆる海の生物を殺すな！  
埋立てによる環境破壊→2100万rの埋め立て土砂（10トンダンプの350万台分）  
鹿児島（徳之島、奄美）、山口、福岡県の業者から購入→環境アセス回避。外来生物
- II 反戦・平和の立場：普天間基地よりも基地機能の強化  
装弾場設置、270Mの埠頭設置→辺野古弾薬庫との絡みで大浦湾の軍港化を狙う  
米海兵隊の米本国などへの移動（将来的）→自衛隊の移駐。
- III 莫大な建設予算（1兆円規模）→沖縄の負担軽減を理由。総工費は明確にせず。  
埋め立て土砂購入費が1300億円、埋め立て経費1000億円を超える。  
滑走路、管制塔、格納庫、消防施設、燃料貯蔵施設、燃料栈橋などの建設費は別枠

※福島原発事故の汚染水流出防止策建設経費→500億円余。

※思いやり予算（基地従業員経費、軍用地料、工事費）は年間約2千億円を支出。

→在日米軍経費の肩代わり。1日5億円＝番犬（中曽根元首相発言）を飼う経費。

同盟国で負担率が世界一（米国防総省報告）。33年間で約3兆5千億円の支出。

(文責:小野啓一 一部改変)

②

## 介護保険・医療はどうなる

中西 満(地公退事務局次長)

### 1 高齢者を取り巻く状況の変化

今、世帯構造が変わって、独居、老夫婦の世帯が増大してきて、コミュニティーの希薄化が進んできています。そのために、老老介護、介護心中、殺人、高齢者虐待が珍しくない状況を生んでいます。また、高齢者の社会的孤立、孤独死の増加、深刻化等無縁社会が現出してきています。

そして、貧困の拡大と高齢者の生活の困難が招く結果として、被保護、無年金、国民年金のみの世帯増加、要援護高齢者の漂流という社会現象が現れてきています。そのために、低所得者、要援護高齢者の居住の場の喪失、福祉・医療と連動した住宅政策の不在となって高齢者を痛めつけてきています。さらにそうした人を、貧困ビジネスの跋扈と行政の依存、自治体の養護老人ホームへの措置回避なって、高齢者を追い詰め、累犯高齢者の増大、塙の中の福祉・刑事施設が老人施設化という笑えない状況を生み出しています。

今後、高齢者の増加と介護保険利用者は認知症患者の増加は進んでいき、2025年には高齢化率は30%、認知症患者数は470万人を数え、介護保険制度の充実が求められるが、今回介護保険法の改正に盛り込まれた内容は逆の道を進むものになっています。

### 2、2015年の介護保険改定案

2000年、加齢による心身の変化に起因して要介護状態になった要介護者が、尊厳を保って日常生活を営むための、保険・医療・福祉サービスを給付するための、国民協同連帯の理念に基づき、

要介護者を社会全体で支える新たな仕組みとして、介護保険制度が導入されました。

介護保険制度は3年に一度見直すことになっていて、2015年の見直しに向けて今年の通常国会で介護保険の改定が議論されています。その内容は抜本改革を回避して、その場しのぎのツギハギ改革と言わざるを得ず、給付抑制と矛盾のツケを市区町村の実施責任に転嫁するものとなっています。

## 改定案その一【給付の重点化・効率化】

### ① 要支援（軽度者）の介護給付から除外、市町村事業への移行

- (ア)要支援者への介護予防給付中、訪問介護と通所介護を市町村の地域支援事業に移行する。
- (イ)新たな地域支援事業は、介護予防・生活支援一般介護事業で構成。財源構成は変えず。
- (ウ)新たな地域支援事業の、設置運営・人員配置・報酬は、基準を設けず自治体の裁量に任せる。
- (エ)訪問介護と通所介護のみ利用者の利用手続きは、認定に変わり基本チェックリストで可とする。
- (オ)新総合事業の財源は、現行予防給付分を地域支援事業に充当、予算額は低減する。
- (カ)新事業の利用者負担は現行を下回らず、報酬は現行を上回らない。
- (キ)新総合事業の実施水準は均一化のため、国がガイドラインを設定する。

介護の6割を占める通所介護（デイサービス）と訪問介護（ハウスヘルプ）を市町村に移行する今回の改定は、介護事業の実施責任を地方に押し付けるものです。市町村の財力によって介護内容に差が出てくるのがだれもが想定できます。

### ② 特別養護老人ホーム入所者の中・重度限定（要介護3以上）

- (ア)新規入所者から「原則、要介護3以上に限定」。市町村判断で「特例入所」は可能とする。
- (イ)「特例入所の要件」は、市町村により差異が出ないように指針等で要件を示す。
- (ウ)軽度の要介護者（要支援1, 2）を含めた低所得者の住まいを確保する。
- (エ)用語や軽費老人ホームの整備と役割の見直し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の適正な運用と情報公開。

特養老人ホームを中・重度介護者に限定する今回の改定案は、サービス付き高齢者住宅（サ高住）の取得は、住宅取得税がかかるようにすることと重なり、介護ビジネスを太らせるものになっています。

## （3）利用者負担の引き上げ

①一定所得以上の利用者（合計所得160万円ないし170万円以上）のサービス利用時の負担率を2割に引き上げる。

②所得の把握に際し、非課税である遺族年金・障害年金を収入として勘案する。

③高額介護サービス費の限度額を医療保険比較で、現役並みは44,400円に引き上げる。

遺族年金と障害年金を収入として勘案することは、年金制度に先行して実施することで、今後の年金制度で課税対象とすることを狙っているとみてもとれます。

## （4）低所得の施設利用者の食費・居住費の補填（補足給付）要件に資産活用を追加

①有価証券も含めて預貯金等が単身1,000万円超、夫婦2,000万円超の場合は補足給付の対象から除外する。

②給付額の決定に当たって、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案する。

③預貯金の等の自己申告で不正があった場合は、ペナルティーを強化する。

④一定以上の評価額がある不動産（宅地）の勘案については、継続検討課題とする。

タンス預金なども含めた預貯金の自己申告にあたって、不正申告に対してペナルティーを課すしていますが、ペナルティーは3倍返しを考えていることが、自治体への政策説明会で明らかにしています。

## その2【サービスの充実】

(1) 地域包括ケアシステムの構築と地域支援事業の拡充

- ①高齢者ができるだけ地域で生活するため、認知症支援等で医療と介護の連携を拡充する。
- ②地域ケア会議の法定化で、ケア内容や水準の向上、地域間格差の是正を図る。
- ③ケアマネジメント事業者や小規模通所介護事業者指定権限を市町村へ委譲する。
- ④地域包括支援センター機能の強化、基幹型センターとの機能分担、委託方針の明確化を計る。

(2) 低所得者への保険料軽減割合の拡大

低所得者の保険軽減割合を拡大、給付費と別枠で公費投入する。自ら「減免3原則①保険料全額免除②収入のみに着目した一律の減免③保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを行わない」を崩してしまいました。

## 3. 介護保険制度改正向けた取り組みの重点課題

(1) 「予防給付の充実」で、介護度の重度化防止の取り組みを

「要支援」認定者への保険給付(個別給付)からの切り捨てに反対する

①何よりも、できるだけ「軽度」を維持し、健康で自立的な生活の維持こそ重要。そのために介護保険の「給付」として維持することが必要。

・新予防給付導入後の要支援1の「維持・改善は77%」、要支援2の「維持・改善は78%」のデータがある。

②要支援者の個別給付の切り捨て給付の「効率化」には繋がらない(現在の要支援認定者は全認定者中27%強、150万人、しかし給付費の割合は全体の6%弱でしかない)。

・なぜ、訪問介護と通所介護のみ? ←「多様性を発揮するには訪問介護と通所介護が地お域支援事業として親和性が高いから」の説得力をもって。

③「事業費低減方針」を前提とした予防給付「新総合事業」への移行は、市町村による給付抑制を不可避にする。制度改正の矛盾を市区町村へ転嫁するだけ。

・「新総合事業」への移行後は、設置・運営・人員基準は「市町村の裁量」で、サービス水準の地域間格差はいっそう拡大する。「裁量」としながらガイドラインを設定する矛盾と不振。

(2) 地域包括ケア体制の確立に向け、市区町村の実施体制の強化を

地域・在宅生活を支える「医療・介護・福祉・住宅」施策を横で繋ぐ

①地域包括ケアに不可欠な市町村の実施体制の強化、財政基盤の確立を

・地域密着型事業の普及・拡大や事業者指定権限の委譲のためには、市町村の財政・人員・組織などの実施体制整備・強化が不可欠。

②地域包括ケア体制の要は地域包括支援センター、地域包括支援センターの設置・運営基準、人員配置の改善による機能強化を

・行革・財政難を理由とした、地域包括ケアの基幹部門の民間依存の見直し・改善を

・そのためには、「地域包括支援センターは大半が民間委託」の現実の検証と改善

③「過剰な市民活動依存、無責任な丸投げ」ではなく、行政の後見と連携による「地域での見守り・支え合いの仕組み」づくりの推進重要

④地域における「介護・医療・福祉・住宅」の有機的な連携による包括ケアの実施には、市町村をきそとして広域連携を含めた行政の責任と主導が重要(都道府県の支援機能の発揮)

⑤医療機関の在宅療養機能の強化・拡充が不可欠。在宅医療連携拠点事業の実効性の確保。都道府県の「介護事業支援計画と「医療計画」、医療ビジョンの一体的作成・運用を

⑥認知症初期集中支援体制の確立、地域支援推進員・サポーターの養成促進

### (3) 高齢者が安心して暮らせる「居住の場」の確保を

特養「要介護3以上限定」の前提は、医療・介護連携の住宅サービスの充実

①「特養からの排除」の前に、地域住宅生活を支える在宅生活支援機能強化、多様で良質な居住施設の整備・増設を（医療・介護連携の強化、小規模多機能、複合施設、グループホーム、定期巡回型等の整備等）

②特養の必要量を踏まえた整備と生活の質の改善が必要（居室改善、日中活動メニュー等）

③特養に入所できない「低所得・要援護高齢者」の居住の場の確保、公的居住の場の正義促進を求める。

④養護老人ホームの整備・拡充に向け、人員配置基準の改善、居住環境の改善を図りつつ、地域支援を含めた機能強化を目指す。また、現状で問題となっている、入所に当たっての「措置控え」状況の改善のため、運営費の改善をめざす

⑤低所得要援護高齢者をターゲットとする「無届け、お泊まりデイ、サ高住、無低などの貧困ビジネス」の跋扈を許さず、行政の責任で、「安心して暮らせる居住の場」の確保を

⑥都市部の高齢者対策としての「遠隔地の特養への入所(移住)」方針は、地域ケア理念に逆行、自治体が自らの地域内でのサービス提供の確保が必須要件

\*東京都内の生活保護受給高齢者 2,500 人が、都外の「サ高住」等に入所。3年間で3倍に増加した都外移住。受け皿の大半は「サ高住」（2月3日・朝日新聞記事）

### (4) 経済的困難を加重する、利用を抑制する利用者負担の引き上げに反対

応能負担は保険料で実施済み、給付抑制に繋がる補足給付の資産活用強要

①介護サービス利用と医療費とは異なり、長期・継続的内容が不可避。自己負担の長期化で経済的困難が加重する。

②応能負担は保険料で実施済み。給付要件への所得を加えることで更に累進制を強化するものであり、保険原理からは問題が大きい。

③施設利用は、基本的な保険サービス。なぜ低所得者は施設利用にあたって居住用財産を差し出さなくてはならないのか？

④所得者は、居住用財産を提供しなければ特養の補足給付を受けられず、結果的に低所得者の特養利用を抑制することにつながるものであり、その実施に反対する。

### (5) 介護労働者の処遇改善を実現し、「安心と信頼の介護」の担い手の確保を

ディーセントワークには程遠い介護労働者の雇用と・労働条件

① 進まない処遇改善・人材の定着、依然として大きい他業種との格差

・3%の報酬加算⇒使途限定の処遇改善交付金⇒報酬に組み込まれた処遇改善加算の行方ははっきりしない。

・報酬泰家に組み込みでも、殊遇改善の届け出86%、給与等の引き上げ63%にすぎない。

・月の引き上げ額（月給）：常勤5,880円、非常勤3,070円、（時給者）：4,020円

・10年以上勤続時給生・常勤者平均給与額は210,250円（手当・一時金を含む）

② 24年度調査結果（25年2月資料）を踏まえた、実効ある処遇改善の確立を

・開始された社会保障審議会介護給付費分科会での報酬検証結果を改定議論に反映させる。

・高齢者の在宅生活を支える訪問介護報酬の抜本改善の課題

予防プラン単価、サービス提供責任者の固有報酬、短時間区分の改善、通院介護改善を図っていく。

・予防介護の地域支援事業移行後の水準を担保する、訪問介護・通所介護の報酬維持に向けた基準作りを行う。

### (6) 社会保障審議会審議で先送りされた課題

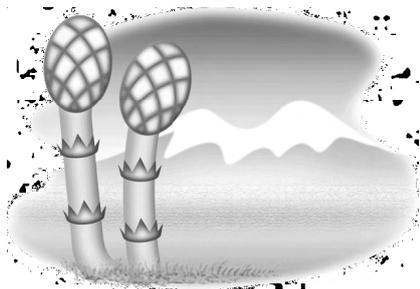
① 2号被保険者の保険料算定基準への「総報酬制度の導入」は、議論に入れず。

② 2号被保険者の範囲を前社会保険加入者まで広げる検討は行われず。25年会税時には、障害者支援費制度介護保険統合を含め、積極的な議論を促進した経過あり。

③雇用・労働政策の改革による、社会保険加入者層の拡大を図る。

被雇用者の4割近い労働者が非正規雇用。その大半が社会保険未加入。労働法制の抜本改革と連動した取り組みが不可欠。

(文責:平岡良久)



～義務制から5人、高校からは9人が参加し、和気藹々の都退職者会囲碁大会に～

教職員互助会『ナールお茶の水』で開かれました。参加選手は12人、それに世話役役員2名が集い午前10時から終日囲碁ゲームを楽しみました。

大会は、最強の無差別Aグループ、2～5段のBグループ、初段以下のCグループに別れて熱戦を繰り広げました。

(1) 無差別Aグループ

参加棋士は、石垣六段と大川六段の2名。決勝は、劣勢の大川さんが持ち時間を使い切ってしまう時間切れのため敗れました。優勝は石垣さんに輝きました。

(2) 2～5段のBグループ

6名の選手が出場しました。無差別級のお二人にはゲストとして加わってもらい4人ずつのリーグ戦で戦ってもらうことにしました。無差別級のお二人は順位からははずれてもらい各リーグの1位の棋士によって決勝戦を行いました

リーグ戦の結果は以下の通りでした。

	石垣	松本	原田	鈴木
石垣六段		○	○	○
松本五段	×		○	×
原田三段	×	×		○
鈴木二段	×	○	×	
	大川	福嶋	谷	愛甲
大川六段		○	○	○
福嶋四段	×		○	○
谷三段	×	×		○
愛甲三段	×	×	×	

上のグループは3人が1勝2敗で並んだため、順位決定戦（トーナメント）を行ったところ、原田さんが勝ち抜きリーグ優勝を決めました。

下のグループは、福嶋さんが2勝1敗でリーグ優勝しました。原田さんと福嶋さんが決勝戦を戦い福嶋さんが勝ちBグループ優勝を果たしました。

(3) 初段以下のCグループ

このグループには4名の出場があり、4名によるリーグ戦を戦ってもらうことになりま

した。

リーグ戦の結果は以下の通りでした。

	佐藤	大河内	望月	小沢
佐藤 1 級		○	×	○
大河内初段	×		○	○
望月初段	○	×		○
小沢 6 級	×	×	×	

結果は、3名が2勝1敗で並びました。佐藤さんが関東大会は日程の都合がつかないのでと辞退されましたので、大河内さんと望月さんが決勝戦に進みました。その結果、望月さんがCグループ優勝に輝きました。【愛甲（幹事）記】

### 『未完のたたかい—長野の農村民主化運動 島田武雄の足跡』 農文協出版

本書は、東京「君が代」裁判一次訴訟原告の島田隆氏（処分時・保谷高校）が、戦時下と戦後民主化・60年安保の激動の時代を生きた父親の島田武雄氏の足跡を叙述したものである。

島田武雄氏は昭和13年に京大（西洋史学科）卒業後、旧制上田中学（現県立上田高校）で、戦後は旧長野女子専門学校（現県立短期大学）教授として2年間、教鞭をとるが、設立間もない長野県教組の中心的活動家であったが故に1950年のレッドパージで職を追われる。解雇後は長野農文協の講師として、県連合青年団の助言者として、1963年に49才で病没するまで長野県の農民運動の牽引者としての活動を続けた。

戦時下と戦後の島田氏の学校教師としての姿は、本書の中の旧上田中学同窓会誌や旧女子専門学校の教え子達の手紙を通じて詳細に語られている。旧制中学の教え子達を心ならずも戦場に送り、戦死させてしまったという反省と戦後の生き方に対する決意は、女専卒業生の…初めて「心から信頼できる大人」島田先生に出会った。講義第一日目の冒頭、先生は私たちに向かって、まるで血を吐くような峻烈な自己批判を行った…先生の姿勢は私たち女子学生すべてに対して、対等平等であり、熱く、そして真摯だった」（芝山恵美子氏）という叙述に端的に示されている。女専の生徒達の手紙もそれぞれに感動的である。

パージ後の長野県農村における島田氏の活動の紹介は本書の中でも最も豊かで秀逸であった。島田氏は農地改革直後の貧しい長野県の農村で封建的な因習や親たちの古い考えとの狭間で青年たちが多くの葛藤・悩みをかかえる中で、自由に意見を出し合い、トコトン話し合うことによる問題解決を促した。多くの青年たちが自分の周りに存在する身近な問題から、日本の社会や国家の問題に目覚めていく。長野県の青年たちは1960年の歴史的な安保闘争の大きな一翼を担うように成長していくのである。

著者は父親の個人史という形の中で、多くの関係者への取材や旧制高校の学生運動、京大の学生運動をテーマにした野間宏の「暗い絵」、治安維持法、従軍慰安婦問題、満蒙開拓少年団、レッドパージ、靖国問題、映画H. アーレントと様々なテーマを取り上げているが、それぞれが昭和史と戦前の教育史の生きた証言にもなっている。この本の題名は『未完のたたかい』であるが、島田氏のたたかいは現在も未完である。著者の思いは後書きの「日の丸・君が代」問題の叙述に凝縮されているようだ。重いテーマを扱っているにもかかわらず、さわやかな読後感を得られるのは資料に基づく評伝というスタイルに徹したからであろう。教育に携わる人々や生徒達にも勧めたい労作である。（立川秀円）

## 「さよなら、ゴジラたち 戦後から遠く離れて」(加藤典洋) 岩波書店 (2010年発刊)



「敗」戦後体制のくびきから解放し、新たな日本を（それは戦前とも通じる）構築しようとアベさんを先頭に政治、経済に蠢きが、一定の国民的評価を得ながら激しくなっています。

曰く「日本国憲法、とりわけ憲法第 9 条」「戦後民主主義」「公教育」「靖国」「領土」問題・・・、「日本を取り戻す」をスローガンに、衆参両選挙に大勝利をした勢いをもって着々と進んでいます。

戦後（民主主義）体制を批判、覆していく。特にソ連崩壊以降、共産主義・社会主義（運動として）が大きく挫折していく中で、勢いづく「右翼・保守」派。「戦後」論争（歩むべき方向を見失い、なすすべもなくなったかのような「社会主義・左翼」信奉者への追撃）のさがけとなった評論が、加藤典洋氏の『敗戦後論』でした。そこには、筆者が言うように大きな誤解もあったのですが、一定の役割を果たしたことも事実です。たとえば、徹底した「左翼」批判、「護憲派」批判

（こちらの力点が強いように受け止められていた）。

しかし、あくまでも筆者は、冷静です。まさに「理念と現実の落差」を追究していきます。（「憲法 9 条」「靖国参拝」「国家観」・・・）

全共闘世代として「ノンセクトラジカル」の立場から運動に関わりつつ、そのギャップに自らの主体性においておののき生きてきた（生活してきた）自らの過去をどのように総括し、そして外国（言語の異なる、異文化）での生活などを通じて、今、自らが存在しているか、そうした行きつ戻りつしつつする「思索」が彼の考え方、とらえ方の根底にあるということを受け取ることができます。

振り返って、ほぼ同世代の、「古来稀なり」の世代になりつつある我々にとって、アベにせよそのほかの 50 代、60 代前半の、まさに「戦争を知らない」「戦争責任のとりようもない」「70 年前の出来事には関係ない」世代が多くなって（社会を担い、リードする時代が）きて、その彼らに、今、何を語りべきか（語り残すか）を真剣に考えなければならない時を迎えていることをひしひしと感じさせられます。

特に、尖閣、竹島巡る領土問題。一步間違えば戦争勃発にもつながる危機感。戦争への関わりを筆者は「湾岸戦争」を契機に考えるようになった、とか。政治情勢、国際情勢を眺めたときに、あつという間に事態が急変して「戦前」になりかねない今日、この評論が結果としてどう機能していくか（影響力を持つか）、まさに「現在」的な評論集です。

【問い 3】 日本に戦前に似た形でのナショナリズムの再興はあり得ると考えますか？ また日本を戦争に引き込む要因があるとして、それはどのようなもののでしょうか？ 極めて深刻な経済危機、強烈な反米主義の勃興、アジアでの国際関係の危機の勃発などが考えられますが

【答え】 まず日本の社会は戦前とは全く異なったものとなっている。戦前型の天皇主義も、保守主義も右翼思想もその基盤を失っている、外的にも内在的にもそういえる、というのがわたしの観測です。（中略）結論だけをいいますと、戦前型のナショナリズムの復興はありえません。ただ歴史は二度繰り返される。一度目は悲劇、二度目は喜劇として。それがキツユな喜劇として反復される可能性は、以下の条件次第では、残されているでしょう。（中略）「経済危機」がその場合ありうる唯一の要因です。戦後社会の最大の構成因は、経済的な達成です。経済的な安定がある限り、日本社会は基本的に安定しているでしょう。逆から言えば、これがなくなったら、全てが変わってくる可能性があります。（P 11） —フランス人学生の問いかけと筆者の答えの一部—

注：個人的には、痛烈な「(映画) 日本戦後文化論」として、「さようなら、ゴジラたち」（「たち」に筆者の深い意味が込められ、さらに、「ゴジラが夜、靖国神社を破壊する」というシチュエーションを提示する）と、戦後日本の「かわいい」文化の意味するもの、という「グッバイ・ゴジラ ハロー・キティ」を興味深く読みました。（「おやじのつぶやき」blog.goo.ne.jp/12240106 より）